

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

低所得の子育て世帯に、国の子育て世帯生活支援特別給付金が給付されることになりました。

- 給付額
児童1人当たり一律5万円
- 対象者（次のいずれにも該当する方・ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）
 - ① 4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害のある場合は20歳未満・5年2月末までに生まれた新生児なども対象）を養育する父母など
 - ② 4年度市町村民税（均等割）が非課税の方または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、4年度市町村民税（均等割）が非課税の方と同様の事情にあると認められる方
- 申請期間
8月1日（月）～5年2月28日（火）の午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く）
- 申請方法
◎4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者及び5年2月末までに生まれた新生児などを養育する父母など…申請不要
◎上記以外の方…申請が必要。受付窓口へ
- 受付窓口
市役所福祉・介護保険窓口（1階）〔時期によって変更となる場合あり〕
なお、ひとり親世帯分の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金についても、5年2月28日まで申請を受け付けています。
詳しくは、市ホームページ、厚生労働省「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」コールセンター（電話0120—811—166・月～金曜日の午前9時～午後6時）または受付窓口へ。

とうかい市民・事業者応援商品券の発行準備を進めています

市民の生活の応援及び市内小規模事業者を支援するため、商品券を発行し、全市民に配布します。

- 対象者
8月1日（月）時点で市の住民基本台帳に登録の届出がされている方
- 商品券の額
1人につき3,000円（500円券×6枚）
- 利用可能店舗
参加を希望する加盟店
- 使用期間
11月1日（火）～5年1月31日（火）
- 配布方法
9月下旬から全世帯へ郵送予定
今後、詳細が決まり次第、随時お知らせします。
詳しくは、商工労政課へ。

■加盟店募集

事業の実施に向けて、本事業の参加店舗を募集します。ぜひ、お申し込みください。

- 対象店舗
売り場面積が500㎡以下の市内店舗
- 申込方法
東海商工会議所のホームページからダウンロードした申込用紙を、東海商工会議所へ持参、FAXまたは郵送
- 申し込み
8月1日（月・必着）まで
なお、期限後に申し込みがあったものについても受け付けますが、パンフレットに店舗情報が掲載されません。
詳しくは、東海商工会議所（商工センター内・電話0562—33—2811）へ。

ワクチン接種について

詳しくは、ワクチン特設サイトをご覧くださいか、コールセンターまたはワクチン支援窓口へ。

■集団接種会場について

3・4回目接種（武田／モデルナ社ワクチン）及び小児1・2回目接種（ファイザー社ワクチン）を実施しています。

○…3・4回目接種（武田／モデルナ社ワクチン） ◎…小児（ファイザー社ワクチン）

会場	接種日（祝日を含む）						
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
しあわせ村健康ふれあい交流館	×	午前○	×	午後○ 夜間◎	午後○	×	×

受付開始時間 ・午前…午前9時～11時15分（15分ごと）
・午後…午後1時30分～3時30分（15分ごと）
・夜間…午後5時30分～6時45分（15分ごと） ※小児のみ実施

※小児以外の1・2回目接種や12歳～17歳までの方で3回目接種を希望する方は、個別医療機関（ファイザー社ワクチン）でのみ接種が可能です。

■暴風警報・暴風雪警報・特別警報発令時の対応

◎集団接種会場（しあわせ村）

- ・当日午前7時の時点で発令されている場合、午前の接種は中止
 - ・当日午前11時の時点で発令されている場合、午後の接種は中止
 - ・当日午後2時30分の時点で発令されている場合、夜間の接種は中止
- なお、振替日については調整でき次第、お知らせします。

◎個別接種会場（各医療機関）

実施の判断は、各医療機関が行います。接種を中止する場合は、速やかに市ホームページのワクチン特設サイトに掲載します。

また、原則として、市または医療機関から中止の連絡をします。
ご不明な場合は、各医療機関へ直接お問い合わせください。
なお、振替日については調整でき次第、お知らせします。

■3・4回目接種券の発送について

2・3回目接種完了日	3・4回目接種券発送予定日
～2月12日	発送済
2月13日～20日	7月19日
2月21日～26日	7月25日
2月27日～3月2日	8月1日

※2・3回目接種完了日から5か月以上経過後に接種できるよう順次郵送

■タクシーによる送迎支援

集団接種会場まで行くことが困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯またはそれに準ずる方について、往復の普通タクシーが市負担で利用できます。

ご希望の方は、コールセンターへ。
詳しくは、しあわせ村高齢者支援課へ。

■接種証明書が一部コンビニで取得可能になります（7月下旬開始予定）

コンビニに設置のキオスク端末（マルチコピー機など）で、マイナンバーカードを利用して接種証明書が取得可能になります。

詳しくは、広報とうかい8月1日号及び市ホームページに掲載予定です。

■コールセンター（予約専用）の終了

7月末をもって予約専用コールセンター（電話0120—435—162）を終了します。
今後の予約・問い合わせは、下記の番号へお電話ください。

■コールセンター

0120—123—912（予約・問い合わせなど）
052—601—6555（予約・問い合わせなど）
受付時間：午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を含む）



▲予約サイト



▲市のワクチン特設サイト



▲厚生労働省ホームページ

新型コロナワクチン支援窓口（市役所・しあわせ村）にお越しいただくと、ワクチン接種の予約や問い合わせへの対応が可能です。



令和4年第2回市議会定例会

東海市立コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてなど

15 議案を可決

第2回市議会定例会は、6月14日～28日の15日間の会期で開催されました。

初日の14日は、諸般の報告、「令和3年度東海市継続費繰越計算書について」を始め4件の報告、「令和4年度東海市一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて」の承認の後、「東海市立コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について」など12議案が上程され、提案説明が行われました。

15日と16日の2日間は、11人の議員から一般質問が行われました。

17日は、初日に上程された議案に対し質疑が行われ、それぞれ所管の各委員会に付託されました。続いて、「らんらんバスをもっと便利にすることを求める請願」が上程され、紹介議員からの趣旨説明の後、総務消防委員会に付託されました。

各委員会は、21日から23日までの間で開催され、本会議で付託された議案について慎重に審

査がされました。

最終日の28日は、各委員長から議案の審査結果の報告があり、それぞれ質疑、討論、採決の結果、12議案は原案のとおり可決され、「らんらんバスをもっと便利にすることを求める請願」は不採択となりました。

続いて、「令和4年度東海市一般会計補正予算(第4号)」が追加上程され、提案説明、質疑の後、議案審査のため所管の各委員会に付託されました。

各委員会は本会議の休憩中に開催され、本会議で付託された議案について慎重に審査がされました。

本会議再開後、各委員長から議案の審査結果の報告があり、質疑、討論、採決が行われ、原案のとおり可決されました。

続いて、「人権擁護委員の候補者推薦について」が諮問され、原案のとおり推薦することに異議ない旨、答申することに決定されました。

今回可決された 主な内容

■令和4年度東海市一般会計
補正予算(第3号)

◎補正額：2億3千600万2千円を増額

◎予算総額：502億8千316万2千円

主な補正内容は、障害福祉サービス事業者が実施する重症心身障害者生活介護施設の入浴設備改修費に対する補助事業、子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨の差控えにより、定期接種の対象年齢を過ぎ、自費で接種した者に対する助成事業などの増額による

■令和4年度東海市一般会計
補正予算(第4号)

◎補正額：6億6千593万千円を増額

◎予算総額：509億4千909万3千円

主な補正内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した市内小規模事業者の支援及び市民生活を応援するため、市民・事業者応援商品券を発行する事業やキャッシュレス決済のポイント還元を実施する事業などによる増額です。
そのほか、下水道事業会計補正予算(第1号)が可決されました。

市議会だより

6月中に開催された 議会関係の主な会議

- 2日…議会運営委員会：令和4年第2回市議会定例会の運営などを協議
- 14日…議会運営委員会：人事案件の候補者について審査
- 17日…総務消防委員会：請願の取扱いを協議
- 21日…建設環境経済委員会・付託議案を審査
- 22日…総務消防委員会：付託議案を審査
- 23日…文教厚生委員会：付託議案を審査
- 24日…議会運営委員会：第2回市議会定例会最終日の運営についてなどを協議

委員会について詳しくは、QRコードからご覧ください。



一般質問

第2回市議会定例会の一般質問は6月15日、16日の2日間で11人の議員から質問がありました。その要旨は次のとおりです。

なお、紙面の都合上、一部割愛させていただきましたので、ご了承ください。

問 コロナ禍からの社会経済活動の回復への考え方、既にコロナ禍で影響を受けている事業者・全市民などに対する緊急かつ機動的な支援策及びウィズコロナに向けた消費喚起と地域経済活性化のための支援策について

答 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油や原材料、食料価格の高騰などは、地域の経済活動や市民生活に重大な影響を及ぼし、社会経済活動の回復の妨げになるものと懸念してい

ます。市としては、コロナ禍において影響を受けている多くの事業者や市民への負担軽減とともに社会経済活動の回復につながる施策を推進することが必要であると考えています。

前年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した飲食店の支援と市民の生活応援のため、全市民へ食事券の配布やキャッシュレス化による新たな商業活動の推進を図るため、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施し、消費喚起による一定の経済効果が得られたものと認識しています。

今年度に入り、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢や円安による物価の高騰が市内事業者や市民にさらなる負担となっていることから、迅速かつ効果的な支援を行なっていくことが必要であると考えています。

そのため、前年度実施の市内飲食店を対象とした食事券からより多くの業種を対象とした商品券を全市民へ配布することで、市内小規模事業者及び市民の生活を応援し、消費喚起による地域経済の活性化を図ることが早急の実施できるように進めているところです。

あわせて、前年度の事業効果などを踏まえたうえで、前回以上に多くの市民の皆さんに利用してもらえようキャッシュレス決済に伴うポイント還元事業の実施に向けて準備を進めているところです。

問 鉄道駅のない富木島地区や荒尾地区における地域の実情に合わせた公共交通整備及び新駅開業に伴うらんらんバスのダイヤ・ルート改正について

答 2年10月に実施したダイヤ改正においては、交通事情や、利用者の増加などにより発生していた慢性的な遅延の解消、運転手の労働環境にも配慮した安全な運行間隔への変更、また、通勤・通学者など、新たな利用者の発掘を目的とした朝夕ダイヤの導入などを実施し、遅延回数の減少や駅への利用者の一部増加など、一定の効果があったものと考えています。

しかしながら、改正したことにより、時間帯によっては利用状況の一部偏りがみられたことや、鉄道駅から離れた地域や、また、昼間時間帯の利用者の方々にとっては、120分間隔の運行により、改正前と比べて乗車時刻の選択が困難

になったとの声もあり、今後の課題として認識しています。その課題を改善するためには、現行ダイヤからの運行間隔の短縮や、地域の実情に合わせた公共交通の在り方について、既存のダイヤ・ルートの考え方にとらわれない大きな見直しが必要であると考えています。

また、次期ダイヤ・ルート改正については、新駅開業や養父森岡線が開通するなど市内の交通環境が大きく変わる6年度を目途に進めていく予定にしており、それに向けて、今後、バス乗降調査や市民アンケートによる利用状況及びニーズの分析を行い、大幅な運行時間の短縮や、よりニーズに則した運行体制など、地理的、地域的な交通環境に合った次期ダイヤ・ルート案となるよう、地域公共交通会議の中で協議・検討を進めていきます。

問 パートナーシップ制度やさらに広げたファミリーシップ制度の導入の考えについて

答 近年、諸外国はもろろんのこと日本において、多様化する性的マイノリティへの対応や配慮が求められてきており、各自治体にお

いても、さまざまな取り組みが進められてきています。

本市が策定している男女共同参画プランIIIにおいて「個性を認め合い いきいきと活躍できるまち」をテーマに掲げ、性別に関わらずそれぞれの個性を活かし、多様な生き方、働き方ができる社会の実現を目指しており、性的マイノリティの当事者の存在を認めるということが必要であると認識しています。

本市としては、性的マイノリティの当事者の生きづらさの軽減を図ることができるよう、制度内容や課題を整理し、まずは、パートナーシップ制度の導入に向けて検討していきます。

問 大池公園とその周辺における、ランドデザイン
の策定及び利用増進の方策
について

答 都市計画マスタープランでは大池公園とその周辺をレクリエーション拠点として位置づけ、大池公園の機能の維持・増進を図るとしています。このことから、平成17年度に「大池公園再整備基本計画」を策定し、管理事務所の建て替えや花しょうぶ園のバリアフリー化を行い、現在は園路の改修

を進めており、3年度末現在で約7割が完成しているところです。

しかし、大池公園には野球場や動物舎、手すりの無い階段など、改修の必要な施設がまだ多く残っている状況です。さらに周辺には、市役所や農業センター、中央図書館や温水プールなど、改修や再編を計画する施設もあります。

このような状況であることから、大池公園とその周辺施設については、各施設の長所を活用し、不足する機能を追加した新たな「再整備計画」を策定する必要があると考えており、関係各課の職員による検討に着手しています。

現在、ランドデザイン、いわゆる大池公園周辺の全体構想の具体的な方向性は決まっていませんが、市のシンボルである大池公園について、周辺施設との相互利用により「ひとを呼べる」「魅力あるレクリエーション拠点」にしていきたいと考えています。

問 市全体でのキャッシュレス決済の方針について

答 本市では、クレジットカード決済を始めとしたキャッシュレス決済について、市民窓口課窓口で取り扱う各種証明書の発行手数料の支払いや、市税及び国民健康保

険税の納付において導入しているところです。

また、4年度からは芸術劇場の自主事業公演のチケット購入において、クレジットカード決済による支払いを追加して実施しており、このほか、先行的な取り組みとして、芸術劇場の施設使用料の支払いでのキャッシュレス決済の導入に向けて、さまざまな課題を整理しているところです。

キャッシュレス決済の導入は、接触機会の減少による感染症などのリスク軽減に加えて、市民の利便性や事務の効率性・正確性の向上など、多岐にわたりメリットがあるものと認識をしています。

また、3年度に策定した公金におけるキャッシュレス決済の導入方針において、一層の市民サービスの向上を図るため、効果的・効率的なキャッシュレス決済の導入を推進することとし、5年度までの試行期間で、課題の洗い出しや費用対効果などを検証し、6年度



からの本格導入を目指しているところです。

問 自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業の補助対象に小学校就学前の児童を含めることや申請期間を通年化するなどの制度拡充の必要性について

答 この補助事業は、自ら自転車に乗車し、交通規則の遵守及び万が一の交通事故の際における被害軽減を目的としており、未就学児への対象年齢拡充は考えていませんが、申請期間の延長については、3月は進学・就職など新生活を間近に控え、自転車乗車用ヘルメットの購入を検討される方も多いことから、3月購入分についても申請期間に含めることができるよう、4年度から改正していきたいと考えています。

問 支援を検討している民間重症心身障害者福祉施設と民間施設に対するさらなる支援について

答 平成15年の支援費制度の導入や、平成18年の障害者自立支援法の施行に伴い、株式会社やNPO法人など多くの民間事業所が障害福祉サービス事業に参入し、障害

のある方が日常生活や社会生活に必要なさまざまな支援を提供しているところです。

特に、生活介護や施設入所支援など施設や設備を必要とする障害福祉サービスについては、提供場所の確保や施設・設備の整備など初度にかかる経費が必要となりますが、本市においては、国や県の補助制度を活用しながら支援を実施し、充実した障害福祉サービスが提供できるよう努めてきました。

過去においては、民間事業者が行う知的障害者の通所施設や授産施設、グループホームなどの施設整備費への補助を行っており、この度、重症心身障害者の生活介護事業を市内で唯一提供している民間事業所において、利用者の増などにより現状の設備ではサービス提供の継続が困難な状況となることが判明し、検討を重ね迅速な設備改修への支援が必要であると判断し、今回の定例会において補正予算として提案しているものです。

今後においても、さらなる障害福祉サービスの充実を図り、障害のある方にとって安心して日常生活や社会生活が送れるよう、引き続き、国県の補助制度を活用して

障害福祉サービスを提供する民間事業者を支援していきます。

問 物価高騰対策における、市内の民間保育施設に対する支援について

答 ウクライナ情勢や円安の影響により、原油価格や物価が高騰している中、民間の保育所や幼稚園などにおいては日々の運営に苦慮されていると考えています。特に、電気・ガス料金や食料料費の高騰により、子どもたちに提供されている給食にかかる経費も増加しており、給食費の値上げや給食の栄養バランスや量などの質の低下が懸念されるところです。

給食については、質と量をそれぞれバランス良く提供し、子どもたちの心身の成長・発育と健康保持・増進を図る上で欠かすことができないものと考えています。

そのため、保護者の経済的負担を軽減するとともに、これまでど



答 3年度に中学生と小学4年生から6年生の児童に対してタブレットを活用して行なったアンケートでは、現在の詰襟学生服とセーラー服に関する意見や「これからの時代にふさわしい制服」に

おりの質を保った給食が提供できるように、物価の高騰による給食費への支援を行うため、市内の民間保育所や認定こども園、小規模保育事業者、幼稚園などを対象とした補助制度を早急に実施できるように、県と連携して準備を進めます。

問 学校給食は教育の一環であることから、憲法第26条第2項の原則のもと無償化すべきと考えるが、市の考えについて

答 本市では、学校給食法に基づき、学校給食にかかる経費については、光熱水費などを除いた賄材料費を原則学校給食を受ける児童または生徒の保護者が負担することとなっておりますので、給食費の無償化をする考えはありません。

問 制服の選定にあたり、中学校制服検討委員会に出席しない児童生徒の意見表明の機会を設ける考えについて

答 3年度に中学生と小学4年生から6年生の児童に対してタブレットを活用して行なったアンケートでは、現在の詰襟学生服とセーラー服に関する意見や「これからの時代にふさわしい制服」に

ついでの考えを聞きました。

今後はこうした意見を踏まえ、デザインや新制服決定の場面で、児童生徒の考えも反映させながら進めていきたいと考えています。

問 市議会議員一般選挙において選挙公報を直前の金曜日までに配布できなかった地区とその戸数の把握について

答 市議会議員一般選挙については、郵便局により選挙公報を有権者である市民の方にお届けしており、投票日直前である3月25日の金曜日までには、郵便配達可能な世帯については、お届けしたと郵便局から聞いています。

しかし、理由は不明ですが、市民の方から選挙公報が届いていないと連絡をいただいた事例が3件あり、改めて選挙管理委員会事務局から郵送または直接お届けしたものです。

質問の内容について詳しくは、QRコードからご覧ください。



令和5年度採用 職員を募集 ～高校卒程度・高校卒以上・再チャレンジ～

- 採用予定日
5年4月1日
- 申し込み
8月10日(水)までに職員課へ
- 募集職種
 - ◎一般行政職
 - ・一般事務…1人
高校卒程度の学歴があり、平成14年4月2日以降に生まれた方
 - ・障害者…1人
高校卒以上の学歴があり、身体障害者手帳などをお持ちの昭和38年4月2日以降に生まれた方
 - ◎消防職…1人
高校卒程度の学歴があり、平成14年4月2日以降に生まれた方
 - ◎看護職(再チャレンジ)…1人

看護師の資格をもち、実務経験が2年以上あり、昭和38年4月2日以降に生まれた方

- 試験日程
 - ◎第一次試験 9月18日(日)
 - ◎第二次試験 10月14日(金)
- その他
学歴は卒業見込みを含みます。
今後の状況により、採用人数や実施内容は変更する場合があります。
詳しくは、市ホームページをご覧くださいか、申込先へ。



▲詳しくは、こちらへ

東海ハーフマラソン2022 ～鉄とランのまち東海市を走ろう!～

冬の一大イベント・東海ハーフマラソン2022が3年ぶりに開催されます。市街地で平坦な道が多く、ランナーにとって走りやすいコースで、普段、車でしか走ることができないコースを走れる開放感を味わえます。

ほかにも飲食店や特産品販売などのおもてなしブースも予定しています。家族や友達同士で誘い合ってご参加ください。

- とき
12月11日(日)午前9時～
- ところ
名鉄太田川駅周辺を発着とする市内コース
- 種目
①ハーフマラソン ②10km ③2km
- 制限時間
①3時間 ②1時間30分 ③なし
- 定員
①3,000人 ②③各1,000人(いずれも先着順)
詳しくは、今号と同時配布の「東海ハーフマラソン2022申込案内書」をご覧くださいか、東海ハーフマラソン実行委員会事務局(スポーツ課内)へ。



期間限定 学習部屋無料開放



勤労センターの各部屋を学習の場として無料で開放します。無料Wi-Fiも利用可能です。気軽にご利用ください。

- とき
7月23日(土)～29日(金)の午前9時～午後7時
- ところ
勤労センター(開放する部屋は当日確定)
- 対象者
市内または市近隣在住の16歳以上の方
- 定員
各部屋の定員数(先着順)
- 使用料
無料
- 申し込み
当日、勤労センターへ
なお、都合により部屋の開放が中止になる場合がありますので、当日お問い合わせください。
詳しくは、勤労センターへ。

市役所食堂 定食コーナー 営業開始

3月末で閉店していた市役所食堂の定食コーナーが、7月から新たに営業を開始しました。

麺類コーナー及び喫茶コーナーは、引き続き営業しています。
どなたでもご利用いただけます。
詳しくは、検査管財課へ。



ダイヤモンド婚者・ 金婚者を祝う会

結婚60年・50年を迎える夫婦をお祝いします。

- とき
11月16日(水)午前10時～11時30分
- ところ
市民体育館
- 対象者
式典当日に市内に居住する夫婦で、9月1日以前から住民登録があり、結婚60年または50年を迎える夫婦
- 申し込み
8月26日(金)までに東海市社会福祉協議会、しあわせ村高齢者支援課または社会福祉課へ
なお、本籍が本市にない方は、申し込みのときに戸籍抄本を提出してください。
詳しくは、今号と同時配布の「とうかいの福祉」をご覧くださいか、東海市社会福祉協議会(電話052-689-1605)へ。

戦争に関するパネルを お貸しします

- 規格
・「原爆と人間」…B2判(73cm×52cm)・40枚
・「ヒロシマ・ナガサキ被爆の実相等に関するポスター」…A2判(59.4cm×42cm)・18枚
- 貸出期間
1回の申請につき原則10日間まで
- 利用料
無料
- 申し込み
貸出希望日の14日前までに規定用紙を直接企画政策課または市ホームページの応募フォームへ(先着順)
規定用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。
詳しくは、申込先へ。



こんなとき 給付が受けられます 国民健康保険

① 療養の給付

病院などの窓口で国民健康保険被保険者証(保険証)を提示すると、かかった費用の一部を負担するだけで医療を受けられます(表1)。なお、子ども医療などの福祉医療に該当される方は、自己負担分が助成されます。

表1 医療費の自己負担割合

年齢	負担割合	
0歳～6歳	2割	
7歳～69歳	3割	
70歳以上	課税所得 145万円未満※1	2割
	課税所得 145万円以上※1	3割※2

※1 同一世帯内の70歳以上75歳未満の国保被保険者のうち最も高い金額の方
※2 同一世帯に70歳以上75歳未満の国保被保険者が1人の場合は収入が383万円未満、2人以上の場合は合計収入が520万円未満のとき、2割負担となります

なお、70歳未満の市民税非課税世帯の方や70歳以上の低所得者の方は、自己負担額が軽減されます。

表2 入院したときの食事代

区分	1食当たり	
	一般(下記以外の方)	90日までの入院
住民税非課税世帯 低所得者II※3	460円	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
	低所得者I※4	100円

※3 同一世帯の世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税の方(所得が0円でも公的年金の収入が80万円以上の方は低所得者II)
※4 同一世帯の世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の個人ごとの各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円になる方
なお、住民税非課税世帯及び低所得者I・IIの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

お送りします 高齢受給者証

70歳以上で国民健康保険に加入している方へ、7月中旬から新しい国民健康保険高齢受給者証を郵送します。
8月1日(月)以降、医療機関などにかかる際は、保険証とあわせて提示してください。
期限の切れた高齢受給者証は、国保課、しあわせ村健康推進課または文化センターまでご返却いただくか、個人情報に留意の上、自身で破棄してください。
詳しくは、国保課へ。

③ いったん全額自己負担したとき

コルセットなどの補装具を作ったときや、旅先での急病で保険証なしで診療を受けたときなどに申請していただくと自己負担分以外が療養費として給付できることがあります。

④ 高額療養費支給制度

国保被保険者の医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えて負担した額は、高額療養費として後日給付されます(表3・表4の「自己負担限度額」をご覧ください)。

表3 高額療養費の自己負担限度額(70歳未満・月額)

所得区分※5	3回目まで	4回目以降※6
ア 901万円を超える方	252,600円+842,000円を超えた総医療費の1%を加算	140,100円
イ 600万円を超え901万円以下の方	167,400円+558,000円を超えた総医療費の1%を加算	93,000円
ウ 210万円を超え600万円以下の方	80,100円+267,000円を超えた総医療費の1%を加算	44,400円
エ 210万円以下の方(住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税世帯の方	35,400円	24,600円

※5 所得=総所得金額-基礎控除(43万円)
※6 過去12か月間に、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です
なお、所得の申告がない場合には「所得ア」とみなされますので、忘れずに申告してください。

表4 高額療養費の自己負担限度額(70歳以上・月額)

摘要区分	世帯ごと(外来+入院)	
	世帯ごと(外来+入院)	外来(個人ごと)
現役並み※7	III※11(課税所得690万円以上)	252,600円+842,000円を超えた総医療費の1%を加算(年4回目以降140,100円※10)
	II(課税所得380万円以上690万円未満)	167,400円+558,000円を超えた総医療費の1%を加算(年4回目以降93,000円※10)
	I(課税所得145万円以上380万円未満)	80,100円+267,000円を超えた総医療費の1%を加算(年4回目以降44,400円※10)
一般※11	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円(年4回目以降44,400円※10)
	低所得者	II※8 8,000円 I※9 8,000円

※7 現役並みとは、同一世帯に課税所得が年145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者がいる方
※8 低所得者IIとは、同一世帯の世帯主及び国民健康保険被保険者全員が住民税非課税の方(低所得者I以外)
※9 低所得者Iとは、同一世帯の世帯主及び国民健康保険被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方
※10 過去12か月間に、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額
なお、月の途中で75歳になり、後期高齢者医療に加入した方(1日生まれの方は除く)は、誕生月の自己負担限度額がこの表の2分の1になります。
※11 「現役並みIII」・「一般」の方は、高齢受給者証で所得区分が確認できるため、窓口での支払いを自己負担限度額までとする際に「限度額適用認定証」を医療機関に提示する必要はありません。

⑤ 出産育児一時金・葬祭費
国保被保険者が出産したとき、または死亡したときに給付されます。

交通事故などに遭ったとき

交通事故など第三者(加害者)

なお、あらかじめ、国保課で申請し交付を受けた「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関へ提示することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにできます。

その行為による事由で負傷した場合、その負傷にかかる治療費は、加害者が全額支払うことが原則です。この事由により、国保被保険者が保険証を使用する場合は、本来加害者が支払うべき治療費を国保が立て替えています。「第三者行為による被害届」を提出していただくことで、国保が後日、加害者に請求します。

なお、加害者から治療費を受け取ったり示談を受け入れると、国保が加害者に請求できなくなり、その場合は国保被保険者の方に請

医療機関などの窓口で支払う「一部負担金」の減額・免除制度

次のいずれかに該当する場合、収入額によっては申請により一部負担金の減額・免除が受けられます。

- ① 震災、風水害、火災そのほかこれらに類する災害により死亡したとき、身体障害者となったときまたは資産に重大な損害を受けたとき
 - ② 干ばつ、冷害、凍害、霜害などによる農作物の不作、そのほかこれらに類する事由により収入が減少したとき
 - ③ 事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき
 - ④ ①～③に掲げる事由に類する事由があったとき
- いずれも詳しくは、国保課へ。

変わります 不妊治療費助成制度



4月診療分から、主な不妊治療が保険適用になることに伴い、不妊治療にかかる医療費（保険適用分）の自己負担額が助成対象になります。

- 対象者（次のいずれにも該当する方）
 - ① 夫婦の一方または双方が市内に住所を有していること
 - ② 婚姻の届出をしているまたは事実婚の夫婦であることが確認できること
 - ③ 医療機関によって不妊治療が必要であると認められたこと
- 助成額・助成対象期間

上限30万円（3月診療分から翌年2月診療分までの1年間）
※4年度のみ4月診療分から5年2月診療分まで
- 申請期間

4年度分は、8月1日（月）から5年3月31日（金）まで申請に必要な書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください。国保課へ。

受給者証の更新をお忘れなく 障害者医療・後期高齢者福祉医療

8月1日（月）は、障害者医療、後期高齢者福祉医療の「受給者証」の更新日です。
該当する方には6月14日に申請書を郵送しましたので、国保課、しあわせ村健康推進課または文化センターへ提出をお願いします。
申請された方には、新しい受給者証を7月末までに郵送します。
更新申請がない場合は、医療費の助成を受けることができなくなります。
詳しくは、国保課へ。

ご存じですか？ 各種医療費助成制度

該当する方は、国保課で申請手続きをしてください。

区分	対象者	助成内容
子ども	0～18歳到達の年度の末日までの子ども	通院・入院医療費（保険診療分）の自己負担額
	19歳になる年度開始から24歳になる年度の末日までの子ども ただし、大学、専門学校などに在学し、保護者の扶養を受けている方	入院医療費（保険診療分）の自己負担額
障害者	・身体障害者手帳（1級～3級、腎臓機能障害4級、進行性筋萎縮症4級～6級）をお持ちの方 ・療育手帳（A・B判定）をお持ちの方 ・自閉症状群と診断された方	医療費（保険診療分）の自己負担額
母子家庭等	次のいずれかに該当する方（①②は父母の所得制限あり） ① 母子家庭・父子家庭の母または父とその児童 ② 配偶者に重度の障害のある父母とその児童 ③ 父母のいない児童 ※児童…18歳になる年度の末日までの方	医療費（保険診療分）の自己負担額
精神障害者	・全疾患の通院と入院：精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方 ・精神疾患通院：自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方 ・精神疾患入院：精神障害者保健福祉手帳3級をお持ちの方	医療費（保険診療分）の自己負担額または精神疾患にかかる医療費（保険診療分）の自己負担額
東海市特定疾病患者	東海市特定疾病（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫）のいずれかの患者として市に認定された方（居住期間に条件あり）	認定疾病にかかる医療費（保険診療分）の自己負担額
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療被保険者で、 ① 障害者、母子家庭等・精神障害者、東海市特定疾病患者の要件に当てはまる方 ② 戦傷病者手帳をお持ちの方 ③ 精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律の規定による措置入院患者 ④ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による結核入院患者並びにこれと同等の条件を有する方 ⑤ ひとり暮らし高齢者で市民税非課税の方 ⑥ ねたきり高齢者・認知症高齢者（要介護認定4・5など）の方（その者の生計維持者が市民税非課税等の場合のみ）	医療費（保険診療分）の自己負担額（一部例外あり）
妊婦	母子健康手帳の交付を受けている妊娠中の方	子どもの出生を図るために必要な医療費（保険診療分）の自己負担額
不育症治療	指定医療機関において、不育症治療が必要であると認められた方	指定医療機関において受けた保険適用外の不育症治療及び検査の費用（治療開始から終了までの1治療期間で、上限30万円）
未熟児養育医療	1歳未満の乳児で、指定医療機関によって入院養育が必要であると認められた方	指定養育医療機関で行う未熟児の入院治療のうち、保険適用となる診察や薬剤、医学的処置、食事療養費（ミルク代）など

追加します 胃がん検診 医療機関



- 医療機関名
如来山内科・外科クリニック
（富貴ノ台・電話 052-689-0900）
- 予約の有無
要（2日前まで）
詳しくは、しあわせ村健康推進課へ。

福祉タクシー・リフト付タクシー 助成券ご利用の皆さんへ

介護・福祉タクシー春風（電話 090-5857-4278）の福祉タクシー及びリフト付タクシーが新たに利用できるようになりました。
詳しくは、社会福祉課へ。

設置と 維持管理を お願いします



住宅用火災警報器

住宅用火災警報器の設置は、すべての住宅に義務づけられています。設置していただくことで、大事に至らずに済んだ事例が数多く報告されています。

警報器がいざというときに正常に作動するように、定期的に点検を行いましょ。

●点検方法
警報器本体にあるボタンを押すまたは引きひもを引いて警報音を確認する

●交換時期
設置からおおむね10年音で交換時期を知らせるものや、有効期限が本体に記載されているものなどがあるため、取扱説明書などで確認してください。

●設置場所
寝室、子供部屋、階段など

●販売場所
ホームセンター、家電量販店、防災機器取扱店など
詳しくは、消防本部予防課へ。

環境基準に

適合… ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質
 ・二酸化窒素 ・ダイオキシン類

不適合… ・光化学オキシダント

大気汚染の対策として、市では、法令や公害防止協定などに基づき、引き続き工場などの監視・指導に努めますが、改善には市民の皆さんの協力が不可欠です。自動車を利用するときには不必要なアイドリングをしないなど、大気を汚さないよう環境に優しい生活の実践をお願いします。
 詳しくは、生活環境課へ。

表-3 光化学オキシダント
 (午前5時～午後8時の昼間時間帯)

項目	環境基準との対比		環境基準の適否	2年度 平均値 (ppm)
	3年度 平均値 (ppm)	1時間値が 0.06ppmを超え た時間数 (時間)		
測定局			適○否●	
上野公民館	0.031	150	●	0.029
市役所	0.029	154	●	0.023
横須賀小学校	0.027	152	●	0.027
加木屋小学校	0.032	219	●	0.029
市内平均値	0.030	—	—	0.027

※光化学オキシダントは、県内の一般環境大気測定局 62 局すべてで環境基準に適合しませんでした

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいい、大気中に比較的長時

浮遊粒子状物質
 《測定結果》表-4

光化学オキシダント
 《測定結果》表-3

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが、強い日射を受け、光化学反応を起こし生じるもので、高濃度のときは、目を刺激し、呼吸器、そのほかの臓器に影響を及ぼすといわれています。

表-4 浮遊粒子状物質

項目	環境基準との対比				環境基準の適否	2年度 平均値 (mg/m ³)
	3年度 平均値 (mg/m ³)	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	日平均値 の2% 除外値 (mg/m ³)		
測定局					適○否●	
名和小学校	0.015	3	0	0.030	○	0.015
上野公民館	0.017	0	0	0.034	○	0.017
市役所	0.013	0	0	0.026	○	0.015
富木島小学校	0.014	0	0	0.033	○	0.015
横須賀小学校	0.016	0	0	0.031	○	0.017
加木屋小学校	0.014	0	0	0.028	○	0.018
名和町吹付	0.016	0	0	0.030	○	0.018
市内平均値	0.015	—	—	—	—	0.016

間滞留し、高濃度のときは健康上影響を与えるといわれています。発生源は、工場、交通機関、家庭

表-5 降下ばいじん

年度	3年度 平均値	2年度 平均値
	(t/km ² ・月)	
測定点		
一番畑保育園	3.18	2.88
名和児童館	2.72	2.27
名和町吹付	3.67	3.33
名和東児童館	2.56	2.54
上野中学校	2.95	2.17
ソラト太田川	4.47	4.55
文化センター	6.64	7.25
養父児童館・養父健康交流の家	4.42	4.86
横須賀中学校	3.42	3.71
三ツ池保育園	2.70	2.72
市内平均値	3.68	3.64
加家公民館	4.34	3.63
養父町公民館	6.71	7.81

※加家公民館及び養父町公民館は移動測定局のため、市内平均値には含まない

物の燃焼などの過程で非意図的に生成され、その毒性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっています。

ダイオキシン類
 《測定結果》表-6

降下ばいじん
 《測定結果》表-5

大気中の粒子状物質のうち、比較的大きいものが、重力や雨の作用で地上に降下したもので、発生源は石炭、重油などの燃焼に伴い大気中に放出されたもの、風により土砂が舞い上げられたものなどがあります。

表-6 ダイオキシン類

年度	3年度 平均値	環境基準の適否	2年度 平均値
	(pg-TEQ/m ³)		
測定点		適○否●	(pg-TEQ/m ³)
名和小学校	0.017	○	0.022
市役所	—	—	0.021
文化センター	0.019	○	0.025
市内平均値	0.018	—	0.023

※3年度から測定点を2地点に変更したもの

表-1 二酸化硫黄

項目	環境基準との対比		日平均値の2%除外値	環境基準の適否	2年度 平均値
	3年度 平均値	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数 (時間)			
測定局			(ppm)	適○否●	(ppm)
名和小学校	0.002	0	0	○	0.001
市役所	0.001	0	0	○	0.001
富木島小学校	0.001	0	0	○	0.001
横須賀小学校	0.002	0	0	○	0.002
加木屋小学校	0.001	0	0	○	0.002
市内平均値	0.001	—	—	—	0.001

主に重油などの硫黄分を含む燃料を燃焼すると発生します。高濃度のときは、目の粘膜に刺激を与えるとともに、呼吸機能に影響を及ぼすといわれています。

二酸化硫黄
 《測定結果》表-1

表-2 二酸化窒素

項目	環境基準との対比			環境基準の適否	2年度 平均値
	3年度 平均値	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の日		
測定局				適○否●	(ppm)
名和小学校	0.012	0	0	○	0.012
上野公民館	0.014	0	0	○	0.013
市役所	0.011	0	0	○	0.011
横須賀小学校	0.015	0	0	○	0.015
加木屋小学校	0.013	0	0	○	0.012
名和町吹付	0.018	0	3	○	0.020
市内平均値	0.014	—	—	—	0.014

物が燃焼して空気中の窒素と酸素が結合することによるほか、窒素を含む物を燃焼するときにも発生します。高濃度のときは、目や鼻などを刺激するとともに、健康に影響を及ぼすといわれています。発生源は、工場、交通機関、家庭など多岐にわたります。

二酸化窒素
 《測定結果》表-2

ひと夢つなぐ 安心未来都市の実現

26年度からスタートした第6次東海市総合計画では、「めざすまちの姿」の実現に向けたまちづくりの進み具合を表す「まちづくり指標」と、その手段となる市の取り組みの分析などをするための「成果指標」を設定して、市民の皆さんとの協働・共創によるまちづくりを進めています。

市では、毎年これらの指標の推移について分析し、市民ニーズを的確に捉え、次世代に夢と希望をつなぎ、安心・安全で心豊かに暮らすことができるまちの実現に向けて活用していきます。

総合計画の進み具合

まちづくりの進み具合を確認するため、49の「まちづくり指標」と162の「成果指標」を設定し、毎年、市民アンケートや各種統計調査などによって算出した数値が、どのように変化しているか分析してい

基準値に対する3年度現状値の改善・悪化などの状況

項目	指標数	割合
改善した指標	145	68.7%
横ばいの指標	4	1.9%
悪化した指標	60	28.4%
その他	2	0.9%
計	211	100%

※「その他」は、現時点では数値が把握できない指標
※小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならないことがあります

ます。

3年度の現状値は、24年度の基準値と比べて、69%の指標が改善し、2%の指標が横ばい、28%の指標が悪化しました。

詳しい現状値の一覧は、企画政策課で配布しているほか、市ホームページでもご覧いただけます。

ありがとうございます

総合計画に関する

市民アンケート調査

皆さんにご協力いただいたアンケートの結果は、市役所情報コーナー（1階）、しあわせ村、文化センター、中央図書館、横須賀図書館、市民活動センター、上野公民館、市内15箇所の公民館・市民館及び市ホームページでご覧いただけます。

詳しくは、企画政策課へ。

男女共同参画の進み具合

市では、27年度に「東海市男女共同参画プランⅢ」を策定し、「個性を認め合い いきいきと活躍できるまち」をテーマに、市民・事業者・市が協力して男女共同参画を進めています。

26年度の数値を基準値として、毎年の市民アンケート結果を「現状値」、達成の目安として「めざそう値」を設け、どのように変化しているかを確認しています。

3年度の現状値は、表のとおりです。26年度の基準値と比べて、67%の指標が改善し、33%の指標が悪化しました。

現状値の一覧は、女性・子ども課で配布しているほか、市ホームページでもご覧いただけます。

詳しくは、女性・子ども課へ。

基準値に対する3年度現状値の改善・悪化などの状況

項目	指標数	割合
改善した指標	12	66.7%
悪化した指標	6	33.3%
計	18	100%

行政改革を進めています

市では、「第6次東海市行政改革大綱」に基づき、人口減少などの急激な社会情勢の変化の中にあっても、市政運営を支えて、質の高い市民サービスを適切に提供していくための、行政の「質の改革」の実現を目指し、積極的に行政改革を進めています。

3年度は「質の高い市民サービスの提供」「市民とのパートナーシップの構築」「行政資源の最適化の推進」の3つの視点から、13項目の調査・検討を行いました。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。ご覧くださいか、企画政策課へ。

